

訂正済：R1 -> R2 by 宮崎 R2/2020/02/19

宛 先： 藤沢市行政不服審査会 出口裕明会長

請求人： 宮崎碩文

藤沢市

請求日： R2/2020/01/09

訂正済：R1 -> R2 by 宮崎 R2/2020/02/19

件 名： 藤沢市議会陳情請求の不当受理処理

請求対象： 藤沢市議会陳情請求 2019 年 11 月 28 日付の不当な受理処理

請求根拠法： [行政不服審査法 平成二十六年法律第六十八号](#)

請求の趣旨： 藤沢市議会への陳情請求の不当な受理処理 当行政不服審査請求を行うものである。

- ・ 沢市議会事務局宛てに 3 件の陳情請求を行った。 H32/2019/2/01
- ・ 事務局は当請求を受理して 議員数分のコピー eMail 経由である事を知り「不受理」とした。
- ・ 市議会議長は不受理の判断を行った。
- ・ 議会事務局長は請求者に当該陳情を受理出来ない旨の eMail 通知を送信した。

H32/2019/3/05

請求の根拠： 陳情書コピーが事務局から議会に提出された事は 議会規則に基づき受理されるべきであり 議会が受理をしない判断が規則違反であり 事務局が請求者に対して不受理を通知する事は同様に規則違反であると云わざるを得ない。

また 事務局が請求者から eMail 請求を受理した事は ICT 関連法(参考 1、3)に準拠したものであり 議長の不受理が如何なる理由によるものかに依らず 一度受理した請求を 事務局が「不受理」とする処置には 決して合理的理由はない。

事務局は議会に対して ICT 利活用の法を説明して議会を説得するのが議会支援部門としての役務である筈である。

議会用タブレット導入 (参考 8、9) により ICT 活用(ペーパーレス・経費削減)を図るのも 議員活動の利便性をも図る意図である。

繰り返しになるが「市民、行政、議会の利便性向上」を図る事が ICT 法の趣旨である事を認識するべきである。

市議会議長 及び 議会事務局長の不当な判断を撤回して 提出済陳述を正規に受理するべき事を求めるので 公明正大な審査による合理的・合法的な判断を求める。

口頭陳述： 詳細情報を補足する為に 口頭陳述を希望する。

尚 諸般の事情を考慮して 遠隔陳述方法(電子会議：Skype 等)の準備を視野に入れる事も要求する。

この ICT 採用は議会陳情口述においてもいえき用される事を提案する。

適用

以上

以下 参考情報：

参考：

参考 1： [行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 平成十四年法律第百五十一号](#)

参考 2： [地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号](#)

参考 3： [藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例](#)

(定義) 第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例若しくは規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程その他の市長以外の市の機関の定める規則又は規程を含む。以下同じ。)又は事務処理の特例に関する条例(平成 11 年神奈川県条例第 41 号)若しくは神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年神奈川県条例第 46 号)の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県の条例若しくは規則をいう。

(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 議会、地方自治法第 2 編第 7 章の規定に基づいて設置される執行機関、消防局(消防署を含む。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

イ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの市の公の施設の管理を行わせる指定管理者のうち当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの

参考 4： [藤沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則](#)

参考 5： [藤沢市議会基本条例](#)

参考 6： [藤沢市議会会議規則](#)

参考 7： [藤沢市行政文書取扱規程](#)

参考 8： [政策会議 平成 29 年度第 1 4 回 2018 年\(平成 30 年\) 1 月 18 日](#)

(2) 報告・情報提供等

ア 市議会におけるタブレット端末の導入について (説明者：総務部長)

○具体的な管理方法、詳細な運用について検討していると思うが、今後説明をお願いしたい。

⇒ 2 月市議会定例会においては、資料閲覧の試行である。ペーパーレス会議等の運用を踏まえ、詳細について検討していく。

○市議会やペーパーレス会議での活用についてであるが、配布や貸与を想定していないという認識でよいか。

⇒現状、市議会での試行を想定しており、ペーパーレス会議システムでの詳細については、運用面を含めて検討しているものである。

参考 9 : [藤沢市 「タブレット議会」 始まる](#)